

長野市内環境水質・底質・土壌ダイオキシン類調査結果、ダイオキシン類排出基準違反事業者の公表、及び有害大気汚染物質調査結果について

平成 15 年 12 月 12 日（金）
環境部環境管理課（内 3014）
TEL(直) 026-224-8034

環境水質・底質・土壌ダイオキシン類調査結果

- ・ 長野市では、ダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴いダイオキシン類の環境基準が定められたことから、平成 10 年度より環境中のダイオキシン類の調査を実施している。
- ・ 平成 15 年度市内で行った水質、底質、土壌中のダイオキシン類調査結果が判明したので公表する。
- ・ 調査地点
 - 水質 5 地点（一般環境 5 地点：河川 4 地点、地下水 1 地点）
 - 底質 4 地点（一般環境 4 地点：河川底質 4 地点）
 - 土壌 10 地点（一般環境 5 地点、廃棄物焼却炉周辺 5 地点）
- ・ いずれの地点も環境基準を達成した。

ダイオキシン類排出基準違反事業者について

- ・ 長野市内のダイオキシン類対策特別措置法届出施設のうち、1 施設が自主検査の結果、排ガスの排出基準値を超過したため、施設の使用停止と改善を指導した。

有害大気汚染物質調査結果

- ・ 長野市では、大気汚染防止法の改正により有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合に人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となるもの）のうち 22 物質が優先取組物質として指定されたことから、平成 10 年度よりこれらについて調査を行っている。
- ・ 平成 15 年度 2 地点で 12 回実施する調査のうち前期 6 回の結果が判明したので公表する。
- ・ また、平成 14 年度は継続調査を行っている定点 2 地点の他に、木工団地に建設された民間の容器包装リサイクル法に係る廃プラスチックリサイクル施設周辺においても、地元住民からの施設の環境への影響を危惧する声が多いことから、追加調査を南長池地区にて行っている。
- ・ 同調査については、平成 15 年度も引き続き調査を行い、4 月および 7 月の調査結果については既に公表を行ったところであるが、今回 10 月に行った調査の結果と、住民からの要望により追加して行った北長池地区での調査結果が判明したので公表する。
- ・ 環境基準および指針値の設定されている物質およびシックハウス室内濃度指針値が設定されている物質については、いずれも基準値を下回った。また、基準値が設定されていない物質についても、環境省が公表した平成 14 年度の全国各自治体調査結果の濃度範囲内であった。
- ・ 昨年度の南長池地区調査で特に高濃度であったトルエンは、比較的低濃度であった。
- ・ 南長池地区については、今後、冬季（1 月）にも調査を実施する予定である。